

# 茨城県後期高齢者医療広域連合地球温暖化対策実行計画（平成 28 年度～平成 32 年度）

平成 28 年 12 月 1 日策定

## 1 目的

この計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 21 条第 1 項の規定に基づき、茨城県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減を図ることにより、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

## 2 計画期間

平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間を計画期間とします。なお、実行計画の計画内容及び計画期間については、実施状況や技術の進歩等、必要に応じて見直しを行うものとします。

## 3 対象範囲

広域連合が実施する全ての事務事業を対象範囲とします。

## 4 温室効果ガス排出状況

計画の対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素（CO<sup>2</sup>）とします。

※ 対象とする温室効果ガスは、法第 2 条第 3 項の規定により 7 種類の物質が定められていますが、広域連合において排出源を把握できる項目が限られていること、また二酸化炭素以外の温室効果ガスについては、排出量全体に占める割合が極めて小さいことから、当面、二酸化炭素のみを対象とします。

年度	電気使用量 (kWh)	ガソリン使用量 (l)	二酸化炭素排出 量 (kg-CO <sup>2</sup> )	前年度比 (%)
H23	61,804.4	776.6	33,012.9	—
H24	64,774.0	996.2	35,022.1	+6.09
H25	63,948.0	583.2	33,646.8	△3.93
H26	66,624.0	428.1	34,638.3	+2.95
H27	60,299.0	480.4	31,565.5	△8.87
H28 上半期	29,919.0	306.8	15,820.9	予測値+0.24

※ 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成 11 年政令 143 号）第 3 条第 1 項に定められた算定方法で計算しています（二酸化炭素排出量＝Σ（使用量×排出係数）。排出係数については、計画策定時直近の平成 26 年度に公表された値を使用しました（ガソリン 2.32/電気 0.505）。

## 5 温室効果ガス削減目標

計画策定直近の平成 27 年度を基準年とし、温室効果ガス（CO<sup>2</sup>）の排出量を毎年 1% 以上削減することで、計画終了時には 5% 以上削減することを目標とします。

年度	電気使用量 (kWh)	ガソリン使用量 (l)	二酸化炭素排出 量 (kg-CO <sup>2</sup> )	基準年度比 (%)
H27	60,299.0	480.4	31,565.5	基準年度
H32 目標値	55,776.6	444.4	29,198.1	△5.0

## 6 温室効果ガス削減のための具体的な取組項目

### (1) 電気使用量の削減

- 定時退庁に努め、照明の点灯時間を削減する（効率的な事務処理の推進による時間外勤務の抑制、ノー残業デーの徹底）。
- 不必要な箇所の消灯や、退庁時の機器の電源切断を徹底する。
- 節電や省電力の機能を有する機器については、その機能を積極的に活用する。
- 段階的に省エネ効果の高いLED照明に切り替える。
- 長期間使用しない電化製品の電源プラグはコンセントから抜く。
- クールビズやウォームビズを推進し、冷暖房の使用を抑制する。

### (2) ガソリン使用量の削減

- 相乗りや合理的な走行ルートを選択など、効率的な公用車の使用に努める。
- 車には不要な荷物を積載せず、また運転中に急発進や急加速をしないようにする。
- 車から離れるときは必ずエンジンを切り、無駄なアイドリングは控える。
- 定期的に車の点検整備を実施する。

### (3) 間接的に温室効果ガスを削減させる取組み

- 物品の再利用や修理による長期使用に努め、ごみの減量化を図る。
- 資源ごみの分別を徹底し、リサイクルを推進する。
- 使い捨て容器の使用及び購入を抑制する。
- 両面・複数枚印刷（コピー）や裏面の再利用を徹底し、用紙の削減に努める。
- 庁内LANや電子メールを活用し、ペーパーレス化を図る。
- 電子化された文書は極力印刷しないようにする。
- 印刷部数が余剰にならないように配慮する。
- 物品購入時は、環境負荷の少ないものを購入するように努める。
- 事務用品購入時は、環境ラベルが付与された品を購入するように努める。
- 水道水やトイレの節水に努める。

## 7 推進体制

計画の推進には、全ての職員が関連する取組項目を実践することが不可欠です。そのため、次のとおり各職の役割を明確化し、推進体制を構築します。

事務局長	計画の推進責任者として、計画の策定及び見直しを行うとともに、毎年の実行状況の公表を行う。
事務局次長 及び各課(室)長	計画の推進員として、所属内における実行状況を把握しつつ、総合的な推進を図る。
職員	関連する取組項目を実践する。

また、事務局内の温室効果ガス排出量算定や職員に対する意識啓発など、計画に係る諸事務については、総務企画課の所管とします。